

令和6年6月17日

各 位

京都市長 松井 孝治
担当
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
電話 075-222-3946
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
電話 075-366-2250

過大・過剰包装の抑制について（要請）

向暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政の推進に多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今日の消費生活において、多種多様な商品の流通、販売は、消費者に物質的な豊かさをもたらす一方で、商品の中には、消費者が商品を選択する際に誤認を与えるやすいものや、ごみの発生抑制等に配慮を欠くものも見受けられます。

京都市消費生活条例では、包装の適正化を求める権利を消費者の権利として掲げ、過大包装により消費者の適正な商品選択を妨げないよう、本市独自に包装基準を定め、過大包装の禁止について具体的な規定を設けるなど、包装の適正化に取り組んでいます。

また、「しまつのこころ条例※」では、2R（必要以上にごみになるものを作らない・買わない「リデュース」、再使用する「リユース」）と、分別・リサイクルの促進の2つを柱に掲げており、小売業の皆様には、省容器包装販売の推進（努力義務）等、過剰包装の抑制に取り組んでいただいているところです。（※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称）

今後も引き続き、ごみを減らし、また消費者が商品を適切に選択できるよう、市民の皆様や事業者の皆様と共に、容器包装の削減、包装の適正化等に取り組むことにより、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、人や社会、環境に配慮した、持続可能な消費行動「エシカル消費」の普及促進を図ってまいります。

つきましては、ユニバーサル・デザインへの配慮も含め、引き続き、下記の事項について御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

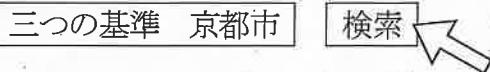
- 包装基準に示す適正な包装を基本として、率先して過大・過剰包装の抑制に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 商品の販売に当たっては、適宜、包装の使い分けについて工夫いただくなど、包装の簡素化について御配慮ください。
- レジ袋・紙袋等の削減に御協力ください。

参考

「包装基準」等については、京都市のホームページを御覧ください。

「包装基準の手引」

消費生活総合センターのホームページに掲載しています。



⇒ 包装基準の御案内ページの下段を御確認ください。

京都市消費生活基本計画（第3次計画）

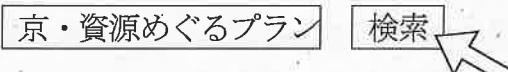
消費生活総合センターのホームページに掲載しています。



消費者取引の適正化について
の取組を明記しています。

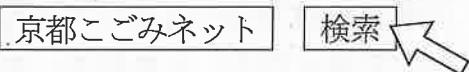
「京（みやこ）・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021－
2030）ー」

循環型社会推進部のホームページに掲載しています。



レジ袋や使い捨てプラスチック容器の削減などを重点施策
としています。

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」



しまつのこころ条例の解説の
ほか、ごみ減量に係る優良取
組事例を紹介しています。